

周南市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

周南市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市個人情報保護条例の一部を改正する条例

周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のもの」を「当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のもの」に改め、同項第5号中「他の実施機関で利用する場合、又は国、県及び他の地方公共団体に提供する場合」を「実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、県若しくは他の地方公共団体に提供する場合」に改める。

第14条第4項中「個人情報登録事務」を「個人情報取扱事務」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正）

2 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年周南市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の表第12条第1項の項及び第6条の表第12条第1項の項中「当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のもの」を「当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実

施機関以外のもの」に改める。

(参 考)

周南市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために<u>当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>他の実施機関で利用する場合、又は国、県及び他の地方公共団体に提供する場合</u>で、個人情報取扱事務に必要な限度で使用し、かつ、使用するために相当な理由が認められ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために<u>当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。</u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、県若しくは他の地方公共団体に提供する場合</u>で、個人情報取扱事務に必要な限度で使用し、かつ、使用するために相当な理由が認められ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないとき。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、前項の規定により登録した<u>個人情報登録事務</u>を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、前項の規定により登録した<u>個人情報取扱事務</u>を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表（附則第2項の改正）

現行			改正案		
（特定個人情報に係る個人情報保護条例の特例） 第5条 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで及び第41条の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			（特定個人情報に係る個人情報保護条例の特例） 第5条 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで及び第41条の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない	当該保有個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない（実施機関が自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する	第12条第1項	当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない	当該保有個人情報を自ら利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない（実施機関が自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する

現行			改正案		
		おそれがあると認められるときを除く。)			おそれがあると認められるときを除く。)
(略)			(略)		
<p>(情報提供等の記録に係る個人情報保護条例の特例)</p> <p>第6条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等の記録に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで、第13条、第33条及び第3章第3節の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(情報提供等の記録に係る個人情報保護条例の特例)</p> <p>第6条 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等の記録に関しては、個人情報保護条例第12条第1項第1号から第6号まで、第13条、第33条及び第3章第3節の規定は適用しないものとし、個人情報保護条例の次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる個人情報保護条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第1項	<u>当該実施機関内部若しくは実施機関相互において当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該</u>	当該保有個人情報を自ら利用してはならない	第12条第1項	<u>当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、</u>	当該保有個人情報を自ら利用してはならない

現行			改正案		
	当するときは、この 限りでない			この限りでない	
(略)			(略)		